

札幌簡裁の実務

平野哲郎

一 簡裁事件の概況

私は、平成10年の8月からフルタイムで札幌簡裁に勤務しています。担当は民事訴訟事件です。

事件数は新受が各係（民事訴訟は現在8係体制）で毎月130件前後で、既済も約同数です。1月から11月末までの累計では、簡裁全体で新受1万1389件、既済1万1449件となっています。既済の内訳は約6割弱が判決、2割強が和解、2割弱が取下げになっています。

事件の種類としては、貸金、立替金、自動車ローンの求償金、携帯電話通話料の請求が圧倒的多数です（以下「定型的事件」といいます。）。残りは、解雇予告手当や残業代、不動産賃料、敷金返還、交通事故損害賠償、サラ金に対する過払金返還などの請求です（以下「非定型的事件」といいます。）。

二 私の一週間

1 金曜日

(一) 新件処理

一週間の生活を金曜日から書くというのも変ですが、私の係は金曜日が新件日になっているので、金曜日からサイクルが始まるのです。

上記の新受件数を4回の金曜日に割り振ると1日当たり、30数件が入ることになります。これを金曜日の午前中に審理します。

被告不出頭の事件あるいは出頭しても事実は認めて、支払能力がない、破産を申し立てたなどの理由で和解を希望しない事件は、どんどん処理していきます。

被告が出頭して、分割払を希望する事件は、司法委員に別室で和解をまとめてもらいます。毎期日3人の司法委員に入ってもらって、各2、3件ずつ和解をまとめてもらっています。司法委員がいなければ簡裁の事件処理は大停滞してしまうでしょう。大変助かっています。

被告が不出頭だが、和解を希望して、具体的な分割方法も記載した答弁書を提出していて、その条件で原告も良いという場合は、調停に代わる決定（民事調停法§17）をします。私は着任直後、他の裁判官の法廷を傍聴させていただいたとき、原告代理人が「17条決定をお願いします。」と言っているのを聞いて、何のことかさっぱり分かりませんでした。

被告が争う事件は、原告が証拠を用意していて、その証拠で容易に請求原因が認定できる事件などを除いて、原則的に続行します。非定型的事件は、続行になることが多いです。定型的事件でも、被告が無権代理や名義貸しなどを主張する場合は、続行して証拠調べをします。毎期日4～6件は続行になっています。

なお、最近の新しい動向として、被告が同時破産廃止を宣告されている場合に、宣告の確定まで手続を中断するべきだ（民訴§125）と一部の弁護士が言うようになってきています。もともと同条は管財人が手続を受継することを前提にしているので、同時廃止の場合に中断するか否かは明確でなく、積極・消極両説があります（積極説の理由は、文理解釈の他にいったん同時廃止になっても、後で財産が見つかって管財人が選任されることもあり得るなどというものです。消

極説の理由は、積極説が言うような事態は現実にはほとんどありえないという実地的なものです。)

積極説によれば、現在官報に破産宣告が公告されるまで約1か月を要しており、公告から2週間で宣告が確定しますから(破産法 § 112)、約1か月半手続が中断することになります。被告代理人の狙いは、それだけ判決・執行を遅らせることなわけです。これに対する対応はまだ裁判官室でも統一されていませんが、私は「両説ある場合は債務者に有利に」という原則から、中断することにしていきます。

(二) 少額訴訟

金曜日の午後は、少額訴訟や証拠調べ、和解が入っていることもありますし、それがなければ起案などをします。

ここで、新民訴で創設された少額訴訟手続の実情をご報告します。件数は1月から9月までで104件で、各係で月1～2件程度処理しています。

内容的には、札幌では、物損交通事故が最も多いです(約30パーセント)。保険会社同士で話がかからないときに、保険会社が少額訴訟の利用を顧客に勧めているようです。他には、貸金(約16パーセント)、損害賠償(約10パーセント。例えば引越の時に家具が傷つけられた客からの引越会社に対する請求など)、売買代金(約7パーセント)、労務賃金(約5パーセント)、賃料(約5パーセント)などです。東京では、敷金返還請求が多いようですが、札幌ではあまりありません。逆に関西では敷金が高すぎて30万円を超えてしまうらしく、敷金返還請

求事件はほとんどないそうです。

審理はラウンドテーブル法廷を使って行います。

処理結果は、和解約54パーセント、取下げ約20パーセント、通常移行(民訴 § 373)約17パーセント、欠席判決約14パーセント、対席判決約10パーセントとなっています。実際に少額訴訟手続で審理をした事件(和解+対席判決事件)の約1/4が人証を調べており、その中での平均人証員数約2人です。要するに原告・被告本人を調べたということだと思います。

私は1件、交通事故の対席事件で即日判決をしましたが、事故状況について全く違うことを言う当事者の話を聞いて、即断するのはなかなか大変でした。

判決は調書判決にするのですが(民訴 § 374 II)、理由の記載は「証拠によれば、本件事故に関して原告の過失が7割、被告の過失が3割と認めるのが相当である。」という程度で、後は口頭で説明しました。なお、異議が申し立てられた場合、札幌ではもとの手続を担当した裁判官が異議審も担当することになっています。しかし、新たな証拠でもあればともかく、普通は同じ裁判官がやれば同じ判決になるでしょうから、異議を出した当事者は果たして納得できるか疑問がなくはありません。

なお、これは制度の本来の趣旨に反するのですが、貸金業者が破産している債務者を狙い撃ちにして少額訴訟を起こしてくる例が散見されます。通常手続だと被告が欠席したり、自白したりしても、判決は10日くらい先になりますし、被告

が破産している場合には現在札幌簡裁では仮執行宣言はつけない扱いをしています。しかし、少額訴訟では判決は原則として即日言い渡されますし（民訴§ 374 I）、仮執行宣言は必要的に付されます（同§ 376 I）。したがって、少額訴訟を利用すれば1か月近く早く執行に着手できることとなります。免責が確定するまでに少しでも回収しようとする業者にとっては少額訴訟は、なかなか便利な制度と受け止められているようです。

こういった本来法が予定していない利用を排除するためには、免責を見越して、「1年後に支払え。」というような支払猶予判決（同§ 375 I）をしてしまうというのは妙案ではないかと思っています。

2 月曜日

(一) 欠席・自白判決起案

月曜日に登庁すると金曜日の事件の内、終結したものの調書ができていますので、判決起案をします。毎月曜日に約20件の起案をします。今は、原告業者の住所氏名や請求原因の要旨のパターンを作って一太郎にアルバム登録してしまったので、大分楽になりましたが、それでも半日はかかります。

簡裁の判決では「請求原因の要旨」を記載すれば足りるので（民訴§ 280）、請求の特定ができる範囲でかなり簡略化して書いています。典型的な例を挙げてみます。

サラ金の限度額契約に基づく貸金請求

「原告が、被告との平成 年 月 日締結の限度額契約に基づき、同日から

平成 年 月 日までの間 回にわたり、被告に対し、貸し渡した合計 万円の残元金 万円及び平成 年 月 日までの確定未払利息 円並びに右残元金に対する遅延損害金の支払請求」

クレジットカードによる商品購入に基づく立替金請求

「被告が、原告との平成 年 月 日締結のカード契約により、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間 回にわたり加盟店 ほかから購入した ほかの代金合計 万円を原告が立替払いした右立替金と手数料合計 万円の残金 万円及びこれに対する遅延損害金の支払請求」

上記のパターンを利用しても、契約の日付、金額、貸付・購入回数、加盟店名、商品名などの部分は一件ずつ入力しなければなりません。何しろ件数が多いため、頭も目も指も疲れて、どうしても入力ミスが発生してしまいます。このミスは書記官がチェックしてくれます。

原告に「当事者目録」や「請求の原因」の余部を出してもらって、それを判決で「請求原因の要旨は別紙のとおり」などと引用すれば、入力ミスの可能性もなくなるし、裁判官・書記官双方にとって楽になると思います。

調書判決については、現在札幌簡裁では、被告の欠席が確実に見込める公示送達事件についてのみしています（月に1件くらいしかない）。簡裁では判決の9割以上が欠席・自白事件ですから、ほとんどの事件について調書判決で即日言渡

しができるはずだと思います。ただ、現状では書記官室の事務負担などの問題から、実現していません。この点も、上記のとおり、当事者目録や請求原因の要旨を原告に提出させて、それを調書に引用する方式を活用すれば、それほどの負担でもなくなると思うので、これも将来の課題です。

(二) 和解・争点整理

月曜日は和解期日でもあるので、起案の合間に和解にも入ります。これは新件日にまとまらなかった和解の続行（司法委員にお願いすることが多い。）と争いのある事件で争点整理や証拠調べをした上での和解（自分で入る。）があります。

東京の弁護士がついた事件で受諾書面による和解（民訴 § 264）をしましたが、なかなか便利でした。

なお、純粋な和解ではなく、争点整理も兼ねる場合は弁論準備手続期日に指定しています。弁論準備期日の弱点は当事者が出頭しなかった場合に、その日に手続を終わらせることができず、改めて口頭弁論期日を指定して、呼出しをした上で弁論終結をする必要がある点です。これを避けるために、被告の出頭が危ぶまれる事件（地裁ではたいてい弁護士がついていますから、こういう心配はあまりないのですが、簡裁では出てくると言っていた被告が無断で期日をすっばかすということは珍しくありません。）では、判決をする上で最低限必要な主張と認否、書証の取調べを法廷で何とか済ませて、弁論を終結しまい、和解期日とその1週間後くらいに判決言渡し期日をまとめて指定するという方法を使うことがありま

す。和解期日に被告が出頭すれば、和解をするのはもちろん、主張整理が必要ならその場で弁論を再開してしまえば良いわけです。その日に和解が成立したり、続行して和解・主張整理をしたりする場合は、判決言渡し期日は取り消すか変更します。

3 火曜日

続行事件

火曜日は続行期日です。争いがある事件について、争点整理をしたり、証拠調べをしたりします。

定型的事件では、原告側はほぼ 100% 業者の従業員が許可代理人になっています。業者代理人は争いがない事件では特に問題がないのですが、法的知識が必要となる事件ではやはり限界があります。表見代理や未成年者の詐術が問題になるともうお手上げ状態です。函館に本社のある某大手信販会社は、どういう訳か、事件が複雑になると代理人がころころ変わるので、困っています。ひどいときは、それまでの経過を全く分かっていない子供の使いのような代理人を重要な和解期日や証人尋問期日に送ってきます。あまりに目に余る場合は、代理許可取消し（民訴 § 54Ⅱ）という伝家の宝刀を抜こうかと思っています（取消しになると代表者又は支配人が出頭するか、弁護士を依頼しなければならなくなります。）。

また、サラ金の代理人には法廷での態度が悪い者もいます。過払金の返還請求訴訟で、被告業者が和解を申し出たのに対し、原告代理人弁護士がこれを拒否したところ、「そういう態度ってないんじゃないですか。」というようなことを大声で原告代理

人に言い始めました。私が「その条件では和解する意思がないとはっきり言っているんだから、仕方がないでしょう。」と制止すると「裁判所は我々が原告の事件では和解を押しつけるのに、不公平だ。」と言いがかりをつけられたことがありました。法廷で裁判官や弁護士に対して、恫喝するような口の聞き方をするのだから、自分の店で債務者に対してはどんなことをしているか想像がつくというものです。

債務者の尋問でも、「事務所に呼ばれて財布の中身を全部取り上げられた。」というような話が出てきます。ひどいものです。

ちなみに、定型的事件の被告は9割方本人で、残りは債務整理や破産を受任した弁護士がついています。

すなわち、弁護士がついている事件はほとんどないので、裁判官が両方の立場に立って1人2役で（本来の裁判官役も入れると1人3役）、両方の主張整理をし、尋問をしなければなりません。これは苦労も多いけれど、勉強になるし、楽しい仕事です。

弁護士がついている場合は、一般的には事前に和解をまとめておいてもらえたり、助かるのですが、ごく一部なかなか手こずらされる方もいます。

某弁護士は、まず請求原因を否認します。すると業者代理人が契約書等を書証として提出します。そこで、「この書証の作成者は誰ですか。」と尋ねるのです。よく慣れていない原告代理人は「当社です。」と答えてしまうのです。すると、某弁護士はニヤリと笑って「それでしたら認めます。」と言うのです。しかし、それだと被告の署名部分も原告会社の作成となってしまうの

で、裁判官が原告代理人に「この被告の署名部分は、会社作成じゃないんじゃないですか。」と示唆すると、某弁護士は「裁判官、不公平な訴訟指揮はしないでください！原告代理人が原告会社作成と言っているんだからそれで良いじゃないですか！」と噛みついてきます。そこで、裁判官が「しかし、原告代理人は法律の専門家じゃないんですから・・・」などと言おうものなら、「そんな能力のない代理人を許可したのは裁判所じゃないですか！そんないい加減な許可をするから簡裁は駄目なんだ！」と痛いところをついてきます。

法廷でさんざんいじめられるのに、嫌気がさした原告が訴えを取下げても、某弁護士は「じっくり審理しようじゃないですか。」と言って、取下げに同意しません。ここまできると依頼者の利益より、単に嫌がらせが目的なのではないかと思えてきます。これに対する原告の最後の手段は、請求放棄です。これなら同意は要りません。

非定型的事件では大部分が本人同士です。

なお、尋問については100%調書は省略しています。したがって、後で起案をするときに尋問結果を参照したいときは、テープを借りて聴き直すことになります。来年、地裁の法廷を借りてテレビ会議尋問をする予定なので、楽しみです。

4 水曜日

対席判決起案

水曜日は宅調日です。この日は、争点整理案や尋問メモ、和解案を作ったり、争いのある事件の判決を起案したりします。

大体、毎週1件程度は対席事件の起案をします。簡裁でも、代理権授与や連帯保証

の事実、交通事故発生状況などが争われて事実認定の難しい事件や、割賦販売法、貸金業法、労働法などの法律解釈で悩む事件があります。訴額と事件の難しさは必ずしも比例しないことを思い知らされます。難しい事件では、他の裁判官に教えてもらっています。

悩んだ事件の一つに、時効完成後に債務者が、業者から催促を受けて時効完成を知らずに債務の一部弁済をしてしまっていた事案があります。以下に判決理由の要旨を掲げますので、意見をお聞かせ願えれば幸いです。

「時効完成後、債務者が債務の一部弁済等債務の承認と見られる行為をした場合、債権者は債務者がもはや時効の援用をしない趣旨であると考えから、その後債務者が時効の援用をすることは、債権者のこのような期待を裏切ることになり、信義則に照らし許されないというのが判例である（最高裁判所昭和41年4月20日判決。民集20巻4号702頁）。

信義則は個々の当事者間の具体的な取引場面における互いの信頼を保護する原則であるから、その適用に当たっては個別的な事情を考慮する必要がある。すなわち両当事者それぞれの取引経験や法的知識の有無・程度、債務者が債務承認に至った事情などを検討した上で、信義則の適用を決すべきである（東京地方裁判所平成7年7月26日判決・金融商事判例1011号38頁参照）。

例えば、取引経験、法的知識において圧倒的に勝る債権者が時効の完成を知りつつ、法的に無知な債務者にあえてこれを告げないまま債務の一部の弁済をさせたような場

合や債権者が債務者の時効援用の主張を封じるために時効完成後甘言を弄して少額の弁済をさせた上で態度を一変させて残元本及び多額に上る遅延損害金を請求するような場合は、債務者が時効を援用することは債務承認行為をした後といえども、信義則に反しないことがあり得ると考えられる。むしろ、このような場合には信義則を適用して債務者の時効援用権を制限するよりも、本来の時効の効果をそのまま維持することが時効制度の趣旨からも、公平の観点からも合理的といえる。

これを本件についてみると、貸金業者として貸付及び債権回収業務に日常的に従事しており、当該債権についても既に時効が完成していることを熟知している原告従業員が、金銭消費貸借の取引経験も少なく、時効制度の理解も不十分・不正確ないわゆる素人である被告に対し、言うとおりに支払えばその後の遅延損害金は請求しない、他の業者には言わないでおいてやるなど申し向けたところ、かつて借金の厳しい取立てのために体を壊し、失業し、離婚した経験のある被告が恐怖感に駆られて、その言いなりに、債務の一部を弁済したことが認められる。

右認定の事実関係によれば、被告の一部弁済によって原告に信義則上保護に値する期待が生じるとは言い難く、他方、時効完成を知らないままに、原告に言われるままに支払をした被告が、その後時効完成の事実を知って、時効を援用することが信義則に反すると評価するのは酷にすぎる。したがって、本件においては、被告の時効援用権は信義則による制限を受けないと解するのが妥当である。

よって、本件貸金債務の時効消滅の効果は認められ、被告には支払義務はない。」

5 木曜日

(一) 新件記録検討

この日は、法廷・和解室が割り当てられていないので、事件は入れられません。

そこで、翌日の新件の記録の検討をします。

定型的事件では、送達の有無を確認するのが基本ですが、それ以外に、時効の成否もチェックします。サラ金業者の中には時効にかかった債権でもかまわず請求するところがあるので、平均すると毎週1件くらいは時効が完成しているものがあります。なぜ時効が完成している債権を訴求するかというと、時効にかかった債権でも、被告はそんなことは分からないので、訴状や支払督促が来ただけで驚いて払ってしまうこともあるし、そうでなくても被告が口頭弁論に欠席すれば判決をとれてしまうから、業者はそれをねらっているのではないかと思います。

これらの事件については、被告が出頭してくれば、「この債権は時効が完成していますから、払いたくなければ払わなくてもかまいません。どうしますか。」と尋ねて、時効の援用を促します。今までに数件、債権の時効消滅を理由として請求棄却の判決をしています。被告が時効を援用するというと、訴取下げを申し出る原告もありますが、これだとほとぼりが冷めたころに、被告の住所地から離れた裁判所で再訴される恐れがあります。そして、再訴のときに被告が欠席したり

すれば、請求認容の判決が出てしまうわけです。そこで、この場合は、被告に「あなたが、取下げに同意するとこの裁判は初めからなかったのと同じことになり、また訴えられることがあります。同意しなければ、この債権は時効消滅したという裁判所の判断が判決として残りますから、原告が再び同じ訴えを起こすことはできなくなります。取下げに同意しますか、どうしますか。」と説明するようにしています。そうすると多くの被告は「判決してもらった方がいいです。」と言います。

定型的事件では、管轄も注意する必要があります。ほとんどの場合、契約で「訴額に関わらず、当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所を合意管轄裁判所とする。」というような条項が謳われています。したがって、簡裁でも90万円を超える事件も少なくありません。今までの訴額の最高は信用保証協会で640万円でした。業者によっては条項で単に「当社の本社・・・を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。」としか書いておらず、簡裁に限定していない場合があります。この場合、訴額が90万円を超えていれば、管轄違いで地裁に移送すべきなのですが、今の札幌簡裁の扱いは取りあえず口頭弁論を開いて被告が答弁すれば、応訴管轄を認めて簡裁で進め、被告から何も応答がない場合に限りて移送することにしています。

また、契約が釧路や函館、本州など遠隔地の支店でされており、被告もそちらにいるのに、被告の防禦を妨害するため（と想像される）に、札幌簡裁に訴えを

提起してくる例があります。こういう場合は職権で契約をした支店を管轄する裁判所に移送します（民訴§17）。

非定型的事件では当事者本人が訴状を起案していますから請求原因事実の整理が必要です。1階の相談センターで大分丁寧に書き方の指導をしてくれているようですが、それでも要件事実がもれていることも少なくないので、きちんと確認して、不足している事実は法廷で釈明する必要があります。また、被告から争う旨の答弁書が出ている場合には、どのような証拠が必要でかつ提出できそうか、こちらで見当をつけて原告に指示をすることになります。被告の抗弁があれば、同様に主張の整理、証拠提出の指示をする準備をしておきます。

（二） 調書決裁

木曜日は金曜日の和解調書、続行する事件の調書、火曜日の続行事件の調書ができてきますので、それをチェックします。和解調書の分割払のチェックは、最高裁制度調査室から配布されたエクセルのソフトを利用しています。書記官は、指を折って何か月かかるか勘定したりしていますが、早く書記官にもコンピュータが行き渡るといいと思っています。ついでに言うと、エクセルは利息計算などに大変役に立っています。

続行する事件の調書には、結構いろいろと書いてもらうようにしています。当事者が、弁護士ではないので「主張は、後で準備書面にまとめて提出してください。」という訳にいかないのです、できるだけ法廷で詳しく主張を聞いて、それを調書に残しておく必要があるのです。こ

れが後で判決をするときに生きてきます。

（三） 判決署名

それから、木曜日は、次の火曜日に言い渡す判決に署名する日でもあります。毎週、20件前後署名しているので、大分書き慣れてきました（上達したわけではありませんが・・・）。

三 終わりに

簡裁での経験は、将来単独法廷を主宰することになった場合の大変良いトレーニングになると思います。地裁民事4部で執行・保全・商事事件の経験を積んだことに加えて、このような機会を与えられたことを感謝しています。また、簡裁でいろいろご指導いただいた諸先輩にもこの場をお借りして謝意を表したいと思います。